

## 平成28年度決算に基づく 瀬戸市の健全化判断比率等を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の一部が平成20年4月に施行され、市の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率等の算定及び公表が義務付けられました。

平成21年4月からは、この法律が完全施行となり、早期健全化基準を超過した場合は財政健全化計画（財政再生基準を超過した場合は財政再生計画）の策定等が義務付けられます。

### 健全化判断比率

#### <実質赤字比率>

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

標準財政規模に対して、一般会計等（※1）の当該年度の実質赤字額が占める割合で比率を算出します。

#### <連結実質赤字比率>

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。

標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計（※2）の当該年度の実質赤字額が占める割合で比率を算出します。

#### <実質公債費比率>

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計と一部事務組合（※3）が支出した公債費（借入金の返済額）等が占める割合で比率を算出します。

#### <将来負担比率>

地方公共団体の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計と一部事務組合、土地開発公社等（※4）の負債が占める割合で比率を算出します。

【平成 28 年度決算に基づく瀬戸市の数値】

|          | 瀬戸市の数値 | 早期健全化基準<br>(本市における基準) | 財政再生基準  |
|----------|--------|-----------------------|---------|
| 実質赤字比率   | —      | 12. 19%               | 20. 00% |
| 連結実質赤字比率 | —      | 17. 19%               | 30. 00% |
| 実質公債費比率  | 0. 4%  | 25. 0%                | 35. 0%  |
| 将来負担比率   | —      | 350. 0%               |         |

**実質赤字比率**

- ・一般会計等の実質赤字額がないため、実質赤字比率は、該当しません。  
(表中は、「—」で表示しています。)

**連結実質赤字比率**

- ・全会計合計の連結実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は、該当しません。  
(表中は、「—」で表示しています。)

**実質公債費比率**

- ・早期健全化基準の範囲内であり、前年度 1. 2%と比較して 0. 8 ポイント改善しました。

**将来負担比率**

- ・早期健全化基準の範囲内であり、将来負担比率は算定されないため、該当しません。

(対象範囲)

本市においては、

- ※ 1 一般会計及び春雨墓苑事業特別会計が対象となります。
- ※ 2 ※ 1 に加えて、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計及び下水道事業特別会計が対象となります。
- ※ 3 ※ 2 に加えて、公立陶生病院組合、尾張東部衛生組合、瀬戸旭看護専門学校組合及び愛知県後期高齢者医療広域連合が対象となります。
- ※ 4 ※ 3 に加えて、瀬戸市土地開発公社が対象となります。

## 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。

### 【平成 28 年度決算に基づく瀬戸市の数値】

|        | 公営企業会計    | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|--------|-----------|--------|---------|
| 資金不足比率 | 水道事業会計    | —      | 20.0%   |
|        | 下水道事業特別会計 | —      |         |

- ・ いずれの公営企業会計も資金不足額は、ありませんでしたので該当しません。(表中は、「—」で表示しています。)